

農地法第4条・第5条 市街化区域（届出）の添付書類

- 1 届出地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）〈原本〉
もしくは登記情報提供サービス（照会番号記載のもの）
（分筆登記および相続登記が必要な場合は、登記手続き完了後のもの）
- 2 位置図＝2,500分の1の白地図
- 3 隣地関係図＝届出地周辺の登記地目および現況地目・地番・所有者名・耕作者名、道路および排水路を明記し、幅員を記入のこと
- 4 隣地承諾書＝隣接（1m以内）が農地（田・畑）のみ添付のこと
（隣接農地の所有者および耕作者）
- 5 土地利用計画図（駐車場区画、資材置場の資材種別等まで明示、建築物の位置等まで明示）
造成計画図（縦横断図・構造図等）
排水計画図（排水計画、生活雑排水の処理方法等）
計画施設（建築物）の平面図および立面図等
- 6 住民票＝・登記簿上の所有者の住所が違う場合、移転の確認ができるもの
・市外在住の個人が取得する場合（コピー可）
- 7 法人登記簿〈コピー可〉＝ 法人の場合
- 8 農業委員等の確認書（位置図 2,500分の1の白地図、利用計画図等添付）
※転用内容等の関係図を渡し、地区農業委員等に説明してください。
※提出予定日より余裕を持って説明に行ってください。
- 9 その他
 - 農地転用届出書および添付書類については、1部提出してください。
（ただし、申請内容によっては複数部提出を求めることがあります）
 - 登記情報サービスの取り扱いの詳細についてはホームページをご覧ください。
 - 小作地の場合＝・農地法第18条第6項の手続きを行うこと（小作権の解除の手続き）
・利用権設定の場合も同様とする
 - 所有権等にかかる仮登記・差押・抵当権等の設定がある場合
※権利の抹消または同意書を添付のこと
 - 事前着工の場合＝始末書・顛末書・経過書および誓約書
 - 土地区画整理事業区域内（事業中）の農地については＝別途関係資料（仮換地証明書等）
 - 草津用水に転用の届出をすること＝地目が〈田〉のみ
転用に係る意見書・・・意見書に代え受付書の原本を添付すること
草津用水転用決済金は、1㎡当り280円です。
詳しくは草津用水土地改良区にお尋ねください。（TEL 077-568-3149）